

会社法改正、コーポレートガバナンス・コードと監査の進展への期待^{*1}

ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー弁護士 きよはら けん 清原 健

2015年は、上場会社のコーポレートガバナンス（以下「ガバナンス」という。）をめぐる状況における大きな転換点になると期待される。2014年6月に成立した会社法の一部を改正する法律（法律第90号）による会社法の改正が2015年5月1日に施行されるが、さらにコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」という。）が本年6月に施行される予定である^{*2}。

コードは、会社が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、実効的なガバナンスを実現できるように、「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用するとともに、「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）^{*3}の手法を採用しており、各社が、原則の趣旨・精神を踏まえて、自律的に対応することを求めている。そのため、各原則の適用の仕方については各社が自社の状況に応じて工夫すべきとされ、具体的な施策等について差異が生じることも想定される。

市場経済のインフラというべき適正な情報開示、中でも最も重要である財務報告の信頼性の確保において、適正な財務諸表の監査が不可欠であることは疑問の余地がない。そのためには、会社法の改正及びコードの施行を踏まえて、財務諸表の作成者・経営執行部門、外部会計監査人^{*4}、監査役会・監査

委員会・監査等委員会といった統治機構上の責任者（以下「統治責任者」という。）、さらに内部監査人などの関係者間での協力と適切な運用に向けた継続的な努力が期待される。

会社法上の問題の検討

外部会計監査人の選解任議案の決定について

財務諸表の監査に関して、会社法改正により外部会計監査人の選解任等の議案について、監査役会（法344条1項）及び監査等委員会（法399条の2第3項2号）が決定することとなる^{*5}。委員会等設置会社制度（当時）の導入時から、監査委員会には外部会計監査人の選解任等の議案の決定権が認められていたが、本改正が上場会社の約98%である監査役会設置会社に及ぼす影響は決して小さくない。改正後、選解任等の議案について、取締役会でこれを決定することや統治責任者が決定した内容を変更したり、取り消すことはできず、統治責任者が当該議案の内容を決定した場合には、取締役会で株主総会の招集を決定すべきこととなる^{*6}。

また、外部会計監査人の選任議案については「当該候補者を会計監査人の候補者とした理由」（会社法施行規則（以下「施行規則」という。）77条3号）が、解任又は不再任の議案については、統治責任者が「議案の内容を決定した理由」（施行規則81条2

*1 本稿で述べられた意見は、筆者の個人的な見解であり、所属法律事務所の意見を反映したものではない。

*2 本稿脱稿時では、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（座長 池尾 和人 慶応義塾大学経済学部教授）（以下「有識者会議」という。）の策定した「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方」が「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために～」として公表されている（2015年3月5日）。これが有価証券上場規程の改正とあわせて正式にコードとして確定して施行される。東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」（制度要綱）（2015年2月24日）。

*3 「コンプライ」に相当する日本語として、従来は「遵守」を使用することが一般的であったと思われるが、2014年2月に策定された「『責任ある機関投資家』の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）」の中で「実施」の用語が使用され、コードもそれを踏襲している。微妙な相違ではあるが、このことがコードの規範性を弱める方向で働くことはないか、筆者は若干懸念している。

*4 会社法監査と財務諸表監査とにおいて、「会計監査人」と「外部会計監査人」という呼称を使い分けることは煩雑であり、混乱を生じかねないため、本稿では「外部会計監査人」の用語を使用する。なお、コードの原則においても「外部会計監査人」の用語が使用されている。

*5 ただし、改正の施行日である2015年5月1日より前に定時株主総会の招集手続が開始されていた場合には、改正前の規定（すなわち同意権）が適用される（附則15条）。

*6 坂本三郎編著「一問一答平成26年改正会社法」（商事法務、2014年）123-124頁。

号)が、それぞれの議案に係る株主総会参考書類に記載される。株主総会の招集は取締役会が決議する点に変更はないが、記載されるべき理由は統治責任者が決定したものとなる*7。

さらに、事業報告の記載事項である外部会計監査人の「解任又は不再任の決定の方針」(施行規則126条4号)の決定について、解任・不再任議案の決定権の所在と一致すべきといえる。したがって、改正後は、統治責任者において外部会計監査人の解任又は不再任の方針の決定や改訂がなされ、これが事業報告に記載されることとなる*8。

なお、外部会計監査人の交代に関して、臨時報告書の提出事由や証券取引所の適時開示の開示事由となっており、外部会計監査人の側の意見の開示が求められているものの、統治責任者の意見について制度上は開示が求められていない。統治責任者は、独立した立場から、外部会計監査人と経営執行部との間で会計処理の方法や監査をめぐる問題がなかったか等について確認すべき職責があるというべきであるが、選解任等の議案決定権が認められることになる以上、交代の局面で適切に関与する必要があり、統治責任者の意見に対する開示要請が高まるのではないか。今後、開示制度の中でどのように扱われるか、開示実務がどのように進展していくか、注視すべきであるといえよう。

外部会計監査人の報酬等について

いわゆるインセンティブのねじれの問題について、会社法制部会において議論されたが、最終的には報酬等の同意権から決定権の付与への変更という改正案は採択されず、同意権のままとなった。その理由として、外部会計監査人の報酬等の決定は、財務に関する経営判断と密接に関連するものであるため、業務執行(決定)機関から分離された監査専門機関である監査役等がこれを決定することは適切ではないと立案担当はその理由を説明する*9。この問題は、2007年の公認会計士法改正に向けた金融審議会・公認会計士制度部会での議論*10及び国会審議での附帯決議*11にも関わらず、改正には至らなかったものである*12。しかし、会社法改正にあわせて、事業報告において同意をした理由の開示が求められることとなり(施行規則126条2号)、開示による透明性の確保を通じた対応策が講じられることになる。もちろん開示される実質面が重要であり、統治責任者による同意権の行使が適切に行われるべきことは変わらない*13。

同意に関する情報提供に関して、アンケートに回答した上場会社1682社(2014年)中担当取締役等からの情報提供があったとの回答が1596社(94.9%)であるのに対し*14、外部会計監査人からの情報提供があったとの回答は1249社(74.3

- *7 日本監査役協会主催の会社法改正の解説会において、立案担当者は、株主総会の招集を決めて招集通知を出す主体が取締役会であることに変更はないが、その招集通知に書く内容を実質的に決めているのが監査役ということであると解説する(坂本三郎「解説会 会社法の改正について」月刊監査役631号103頁)。
- *8 日本監査役協会・会計委員会「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役への対応指針」(2015年3月5日)4頁。
- *9 前掲6・坂本125頁。ただし、会社法制部会における栗田幹事(金融庁企業開示課長(当時))の意見(監査役が本来求められている役割に鑑み、監査役と会計監査人が協議して、どこをポイントとして監査するのか、どういう監査計画でやるのか、それに伴う報酬はどうするかをきちんと議論して決めるほうが、昨今の会計不祥事などを見ても、適切な対応ではないか)や田中幹事の意見(現在の会社法でも、監査にとって必要なことであれば、監査役は、経営判断マターでも判断できる。…報酬等について決定権を委ねるかどうかなどというのは、是々非々で考えるべきで、特に、現在の会社法の建て付けに反するとは考える必要はない)の方が、制度本来の趣旨に沿い、説得的ではないか。
- *10 「諸外国においては、監査人の選任、報酬決定について、経営者を監視する立場に立つ監査委員会に責任を持たせることにより、『インセンティブのねじれ』を克服しようとするのが趨勢となっている。」「監査人の独立性を強化し、会計監査に対する信頼を確保していく上では、このような方策を講じることにより『インセンティブのねじれ』を目に見える形で克服していくことが重要であると考えられる。」金融審議会「公認会計士制度部会報告～公認会計士・監査法人制度の充実・強化について～」(2006年12月22日)
- *11 衆議院・財政金融委員会(2007年6月8日)及び参議院・財務金融委員会(同年6月15日)における附帯決議。なお、会社法制部会で検討された選解任議案の決定権及び報酬の決定権のほか、附帯決議で「公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。」とされている。
- *12 なお、我が国での議論の背景の理解として、国際的に監査報酬の問題がどのように位置づけられているかにつき、証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会ステートメント「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」(2002年10月)(<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/press06.pdf>) (以下「2002年IOSCOステートメント」という。)。同ステートメントの22項において、「監査委員会は、不当な制約から自由に責務を果たすことができる権限を与えられるべきであり、当該責務は、監査人が監査業務以外の報酬を顧慮することなく監査意見を形成するために必要な作業を行うに足りる十分な報酬を請求しているか否かについての評価も含むべきである」とされる。
- *13 なお、「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」の改正(2013年4月17日)により、報酬の額について、見積時間数に基づき算出した報酬の額と明示されることとなり、見積時間数を算定した時点で想定していなかった事由を原因として執務時間数が見積時間数を超える見込みとなった場合、外部会計監査人は会社側に遅滞なく通知し、当該原因となった事由とともに監査手続への影響等について説明する旨の規定や報酬額の改定について、必要となる業務実施者の経験や能力及び増加した執務時間数に基づき、双方誠意をもって協議する旨の規定が追加され、実務的な対応が図られている。
- *14 日本監査役協会「役員等の構成の変化などに関する第15回インターネット・アンケート集計結果」(2015年1月9日)53頁(問11-1)。

%)にとどまる*15。外部会計監査人からの提供の時期について、報酬原案の作成前が165社(13.2%)、作成後、担当取締役等が外部会計監査人と具体的な折衝に入る前の段階が286社(22.9%)、具体的な折衝に入った段階が379社(30.3%)、報酬額についてほぼ結論が出た段階が508社(40.7%)となっている*16。統治責任者が同意権を適切に行使するうえで、外部会計監査人からも適切な時期に情報提供がなされるべきといえ、外部会計監査人としても適切な対応が求められている。

また、監査の報酬額に関する取締役会への付議状況について、回答のあった上場会社1682社(2014年)中、付議していない会社が807社(48.0%)となっている。前年の50.1%より改善しているが、決議事項622社(37.0%)、報告事項253社(15.0%)と比べてかなり多い(なお前年度の35.6%、14.3%と比較すれば付議状況にわずかながら改善が見られる)*17。監査の独立性の確保という性質上の重要性に鑑みれば、経営執行部側に委ねるのではなく、取締役会に付議されるのが適切といえよう。

コードの原則の検討

外部会計監査人の責務

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきであるとされる(コード・原則3-2)。コードは、本来上場会社に向けられたものだが、外部会計監査人も、上場会社とともに、監査業務の遂行において、この趣旨・精神を十分に尊重し、適切な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

本原則は、どのような責務を負うかを明示していないが、株主・投資家に対して説明責任を負うことが適当である。コードは法的規範ではないが、法的義務については、監査契約が被監査会社と外部会計監査人との間の契約であり、契約上の義務は相手方である被監査会社に対して負うこととなる。この関係について、OECDコーポレートガバ

ナンス原則(2004年)日本語版*18(以下「OECD原則」という。)は、「外部監査人(ママ)は、株主に対して説明責任を負うべきであり、監査の実施に当たっては、専門家としての注意を払う義務を会社に対して負うべきである」としており*19、コードも同様の趣旨であると考えているのが適当である。

適切な監査の確保に向けた対応として、外部会計監査人の独立性が一つのカギとなる。OECD原則では、独立性に関して2002年IOSCOステートメントに言及するが*20、同ステートメントでは、国際会計士連盟(IFAC)の「会計士の倫理規定」(当時)における独立性に対する潜在的な脅威に係る分析に言及し、自己利益(self interest)、自己レビュー(self review)、擁護(advocacy)、親密(familiarity)、脅迫(intimidation)を列挙している*21。日本公認会計士協会の倫理規則等において、これらは反映されているが、外部会計監査人は関連する条項の趣旨・精神を踏まえて適切な対応をすることが求められる。

統治責任者における対応

コードの補充原則3-2①では「監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである」として、「(i)外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定」と「(ii)外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認」を規定する。会社法改正により、外部会計監査人の選解任等の議案決定権が付与されたことに伴い、これを適切に行きするうえで、統治責任者における対応として、選定・評価の基準と独立性・専門性の確認についての方針を確立することが求められると考えることが適切である*22。

取締役会及び統治責任者における対応

コードの補充原則3-2②は、「取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべき」として、「(i)高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保、(ii)外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保、(iii)外

*15 同54頁(問11-3)。

*16 同54頁(問11-4)。取締役等からの情報提供の時期については、ほぼ同様の傾向があり、それぞれ177社(11.1%)、433社(27.1%)、526社(33.0%)、720社(45.1%)となっている(問11-2)。

*17 同55頁(問11-6)

*18 なお、OECD原則の2004年版について、2014年に改訂案がパブリックコメントに付され、2015年中の確定に向けて現在最終版の策定作業が進んでいる。本稿では、第1回及び第2回有識者会議において参考資料1-1として配布された2004年の日本語版(仮訳)を引用する。

*19 OECD原則V.D。

*20 OECD原則V.Cの注釈第2段落。

*21 2002年IOSCOステートメント11項。

*22 前掲8・監査役の対応指針、及び日本監査役協会・会計委員会「会計監査人との連携に関する実務指針」(最終改正2014年4月10日)などを参照のうえ基準・方針を策定することになる。

部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保、（iv）外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立」が例示されている。これらの項目は、同補充原則が「少なくとも」と明示しており、限定列挙ではないため、これら以外の事項についても適正な監査の確保に向けた「適切な対応」は何か、という観点から考えて対応を行うべきである。

「十分な監査時間の確保」は、監査報酬等の決定に関する議論と関連しているが、例えば外部会計監査人から要請された情報の開示や提供時期を遅らせる等により、十分な監査時間が確保できない状況が生じるおそれがあり、取締役会や統治責任者としては、このような事態が起こらないように監視等をしていくことが求められる。その他、適正な監査を行ううえで、情報へのアクセスその他の監査環境の整備が必要となる。

財務・会計に関する適切な知見

コードの原則4-11は、統治責任者の側の実効性確保のための前提条件として、「監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべき」と規定するが、監査等委員会や監査委員会の委員である取締役についても同様である。「適切な知見」とはどの程度の水準をいうのか、について考えると、循環論法のように思ってしまうが、統治責任者がその職責を実効的に果たすうえで適切な水準の知見を意味すると考えることになる。そうすると、外部会計監査人にかかる選解任等の議案の決定権の行使や監査の方法と結果の相当性についての意見の表明をするうえで、統治責任者は評価をしたうえで権限を行使し、監査意見を表明するはずである以上、財務報告についての理解だけでなく財務報告の監査についての理解があって始めてそのような職責を果たすことができるというべきではないか。財務・会計についての適切な知見とともに、監査についても適切な知見を有することが、やはり適切なルールというべきであろう。この点、有識者会議において「財務・会計」に監査を加えて、「財務・会計・監査」に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべき、との提案が委員からなされたが、反対意見が1名の委員から提示され、最終的にコードには採択されなかった*23。筆者は、

この論点について十分な議論もなく不採用という結果になっている点について残念に思うが、各社において統治責任者（注：監査役会・監査委員会・監査等委員会）の適切な人的構成について、自社の状況に照らして判断する際に、コードの原則どおりとするか、それとも上記提案の趣旨をも踏まえて監査に関する適切な知見をも有する者を選任すべきこととするか、自社の方針を決定することが妥当である。

取締役・監査役へのトレーニング

コードの原則4-14は、取締役・監査役が上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすために、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべき、としており、今後は役員の研修・トレーニングの充実が期待される。監査に関して、従来、外部会計監査人からみて、統治責任者側に監査についての理解が必ずしも十分ではないと見られる状況があったかもしれない。場合によっては、それが外部会計監査人において統治責任者に対する説明や情報提供に消極的な姿勢の原因の一つであったかもしれない。しかし、監査基準上も監査の各段階において監査役との連携が要求されており*24、上記は積極的なコミュニケーションを怠ることの正当化理由にはならない。

統治責任者と外部会計監査人との間のコミュニケーションの頻度や内容が実質的に増加していくならば、自然と統治責任者の監査に関する理解も一層深まり、実効的な連携が可能となるような両者間の関係構築につながるのではないかと。また、統治責任者は、必要となる知識の習得や理解を深めることが期待されており、外部会計監査人として、適切なトレーニングに関する情報を積極的に提供することも検討に値するであろう。

今後の展望

監査をめぐる今後の展望についてコメントをしておきたい点がある。監査の品質である。コードの補充原則3-2②（i）では「高品質な監査」に言及しているが、何をもちて監査の「品質」が高品質というべきか、有識者会議において議論はされていないし、またコードにおいて考え方が示されているのではなく、監査の品質をどう考えたらよいかについての手掛かりは何ら示されていない。この点に関

*23 施行規則121条8号（改正後は9号）は財務及び会計に関する「相当な知見」を有している会社役員について、その事実の開示を求めるものであるのに対し、コードは高度な水準での知見まで求めていたわけではなく、「適切な知見」としており、ここでの論点は財務・会計のほかに「監査」についての適切な知見を有する者が1名以上選任されるべきかどうか、という問題であった点に留意すべきである。なお、第7回有識者会議において反対意見を表明した委員は、反対する理由として、会社法上の用語（財務及び会計に関する相当の知見）において監査が含まれていないこと、他国のコードにおいて監査まで記載しているものは見当たらないこと、内部統制部門・内部監査部門といった監査の知見・職責を負う者を活用して職責を果たす点で、監査をダブって記載することに違和感があることをあげていた。

*24 監査基準 第3 実施基準 1 基本原則 第7項。

し、海外での議論の状況を踏まえて、2015年2月26日、日本公認会計士協会から監査基準委員会研究報告の公開草案「監査品質の枠組み」が公表されたことは、歓迎すべきであろう。統治責任者において、外部会計監査人による監査の評価基準・方針を検討するうえで、品質に影響する各種要因についての共通のベースとなりうる枠組みがあれば、今後の実務において参照され、また活用されるようになるのではないかと。同草案にも記載されているように、監査は外部会計監査人の能力や資質に依存し、また監査基準の適用において外部会計監査人の判断を必要とするため、監査の品質を定量的に判定できるかについては疑問がある。しかし、監査品質の枠組みが、今後の議論や実務の対応上有用なツールになりうることを期待される。

最後に

会社法の改正は2010年2月の法務大臣の諮問から5年が経過しており、コードに関しても、2004年3月に東京証券取引所が上場会社コーポレートガバナンス原則をとりまとめたから11年間が経過している。いろいろな事情があったにせよ、制度面での改革がゆったりとしていたことは否定できない。

拙速は避けるべきだが、変化の速度が速い国際競争において勝ち残るために、コードへの対応においても、的確にかつ効率的に進めていくことが求められる。すでに制度改正を先取りしている上場会社もあり、今後、監査の質の維持向上に関連する事項においても、上場会社が適切な対応を速やかに実施していくことが期待される*25。

以上

きよはら けん
清原 健

略歴

外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー。弁護士・ニューヨーク州弁護士。第一東京弁護士会・総合法律研究所・金融商品取引法研究会元部会長（2004年から2011年）。金融庁・コーポレート・ガバナンス連絡会議メンバー（2010年度）、金融庁・開示制度ワーキング・グループ法制専門研究会委員（2011年度）などを歴任し、現在、企業会計審議会・監査部会臨時委員。元東日本高速道路株式会社・社外監査役（2013年6月まで）。

*25 2014年12月12日に開催された有識者会議第8回会合の後半で、委員の発言（「やはり日本の企業は非常にまじめですから、間違いなくこれもいい結果になると信じております」）に対する座長のコメント（「(日本は) キャッチアップは得意なんですね」）が象徴的である。